

多文化共生事例集作成WG（第1回会合）

議事次第

日時：平成28年2月25日（木）14:00～16:00

場所：総務省8階 共用801会議室

- 1 開会
- 2 事務局説明
- 3 議論
- 4 その他
- 5 閉会

（配付資料）

- 資料 1 多文化共生事例集作成WG開催要綱
- 資料 2 多文化共生事例集作成WGスケジュール
- 資料 3 多文化共生推進プランから10年間の状況
- 資料 4 多文化共生事例集作成の考え方
- 資料 5 多文化共生事例候補の収集方法

「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」開催要綱

1 趣旨

多文化共生プランから10年を迎えることから、地域における多文化共生施策の更なる推進に資するため、10年間の様々な状況の変化も踏まえつつ、多文化共生の優良な取組を把握し、事例集を作成する。

2 名称

本会は、「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」（以下「WG」という。）と称する。

3 内容

- ・ 地域における多文化共生の優良な取組事例の把握
- ・ 現状における課題を踏まえた地域における今後の多文化共生の取組の方向についての検討
- ・ 上記検討を踏まえた事例集の作成

4 構成及び運営

- (1) WGの構成員は別紙「構成員名簿」のとおりとする。
- (2) WGには座長1名をおく。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、関係団体等にWGへの出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (5) 会議は非公開とするが、会議終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。
但し、配付資料については、座長が必要と認める時は非公開とすることができる。

5 開催期間

平成28年2月から平成29年3月まで、合計3回程度とする。

6 その他

WGの庶務は、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部の協力を得て総務省自治行政局地域政策課国際室において行う。

多文化共生事例集作成ワーキンググループ

構成員名簿

(五十音順：敬称略)

秋元 ゲイジス 光 NPO 法人多言語教育研究所 理事長

石塚 良明 浜松市企画調整部 国際課長

岩田 ヘレン (株) さすがコミュニケーションズ 代表取締役

植村 哲 総務省自治行政局 国際室長

大村 昌枝 (公財) 宮城県国際化協会 次長

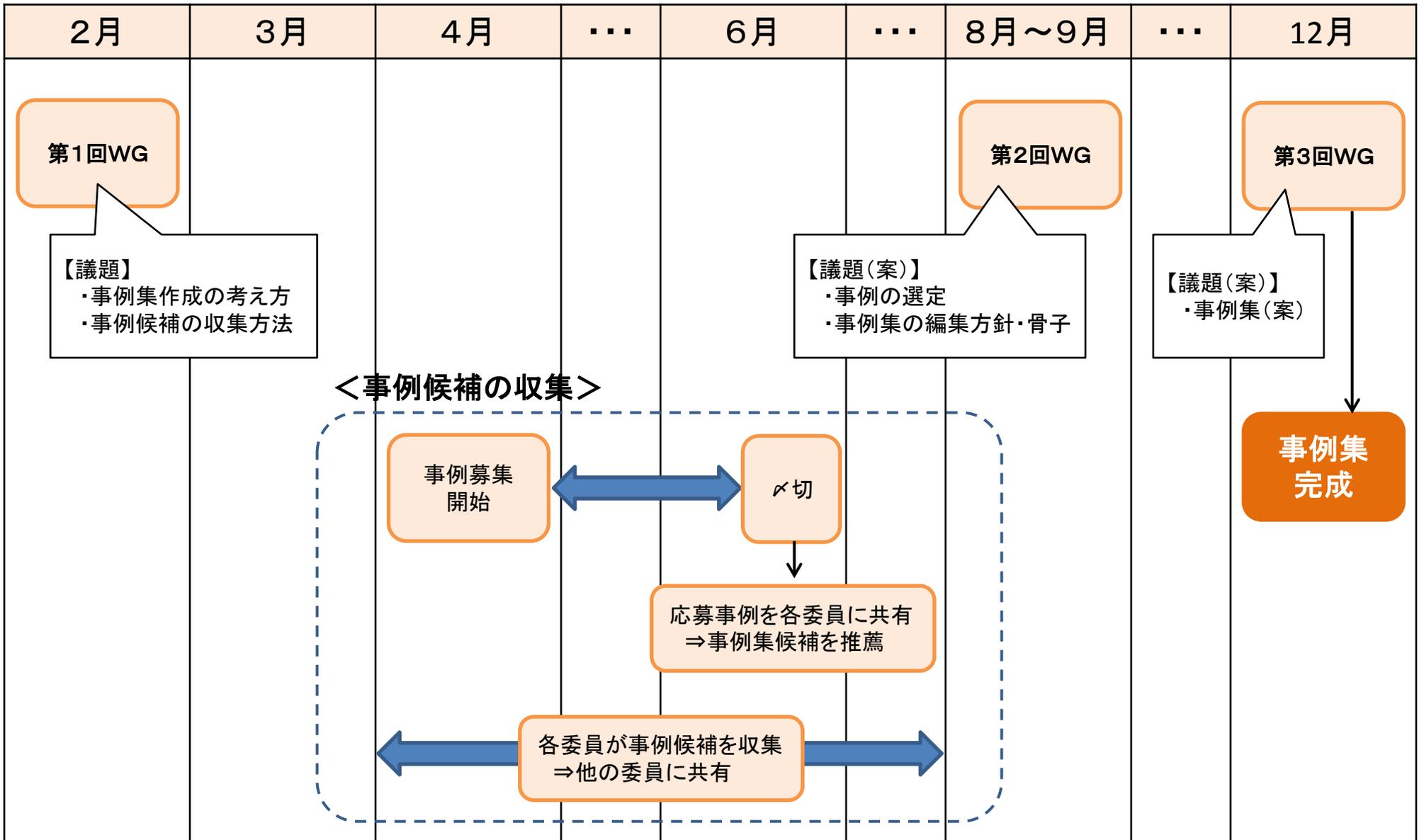
三枝 健二 (一財) 自治体国際化協会 理事

田村 太郎 (特活) 多文化共生マネージャー全国協議会 代表理事

陳 孝仁 (公財) 佐賀県国際交流協会職員

(座長) 山脇 啓造 明治大学国際日本学部 教授

多文化共生事例集作成WG スケジュール(案)



※必要に応じ、第4回委員会を平成29年に開催(事例集は遅くとも平成29年3月までに完成させる)

多文化共生推進プランから10年の状況

多文化共生推進に関する総務省の取組み

- 平成17年(2005年)に「多文化共生の推進に関する研究会」を設置、報告書とりまとめ(H18.3)。多文化共生について国として初めて総合的・体系的に検討
 - ⇒ 「多文化共生推進プラン」を策定・通知し、地方公共団体に対し、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定、及び計画的・総合的な推進を依頼
- その後は、自治体における施策展開や時代のトピックを見ながら個別の論点・事例を研究

平成17年度(2005年度) 多文化共生の推進に関する研究会 (H18.3 報告書とりまとめ)

地方公共団体が地域における多文化共生を推進する上での課題と今後必要な取組みについて、初めて総合的・体系的に検討。報告書を受けて総務省において「多文化共生推進プラン」を策定・通知し、地方公共団体に取組み推進を依頼

平成18年度(2006年度) 多文化共生の推進に関する研究会 (H19.3 報告書とりまとめ)

H18.3の報告書において、更に重点的に検討する必要があるとされた「防災ネットワークのあり方」及び「外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方」について分科会を設け検討

平成23年度(2011年度) 多文化共生の推進に関する研究会 (H24.3 報告書とりまとめ)

東日本大震災の経験を踏まえ、災害時における多言語情報提供を含めた地方自治体における外国住民との多文化共生の取組みに関する事例の把握・課題の抽出を行い、その解決方策を検討

※ 上記の他、平成21年度(2009年度)・平成22年度(2010年度)には「多文化共生の推進に関する意見交換会」を開催し、外国人集住地域を中心とした地方公共団体の先進的な取組みについて、他の地方公共団体の参考とすべく、その背景事情・経緯・工夫・課題などについて、地方公共団体の担当者を中心としたメンバーで意見交換を実施した。

多文化共生に関する指針・計画の策定状況〔H27(2015).4.1時点〕

○ 地方自治体全体：約40%の団体が策定

○ 都道府県：約91%の団体が策定

※ 未策定は、青森県、東京都、新潟県、鹿児島県。ただし東京都は本年度策定予定

○ 指定都市：100%、市（指定都市除く）：約60%、区：約83%の団体が策定

※ 外国人住民が1.6%以上を占める市及び区のうち約82%の団体が策定

（日本の外国人住民の割合は約1.6%。（平成27年1月1日時点で、人口128,226,483人、外国人2,062,907人（住民基本台帳による））

○ 町：約20%、村：約11%の団体が策定

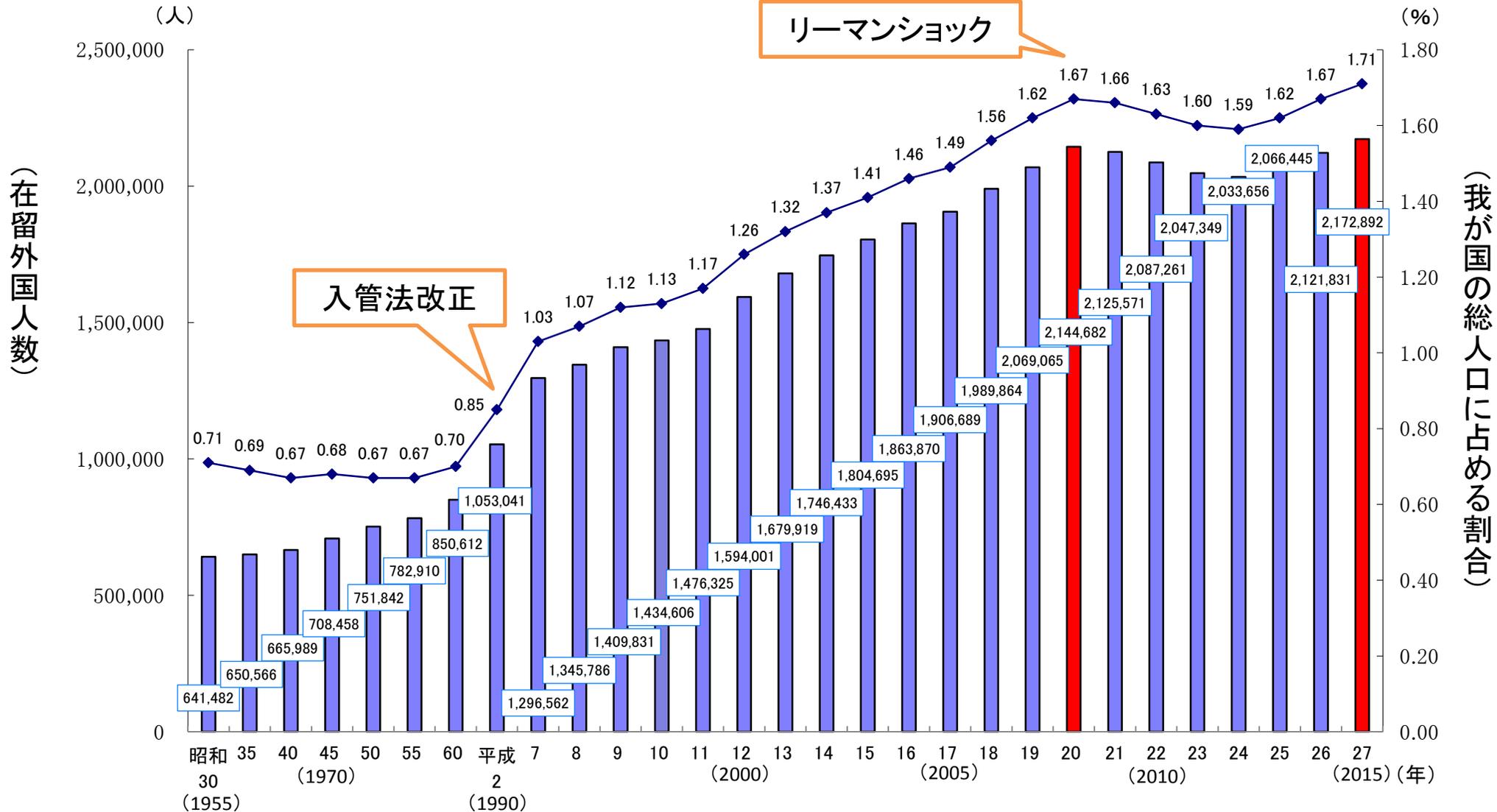
（団体数、%）

回答	都道府県	指定都市	市（指定都市除く）	区	町	村	全体
1.多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	14（ 30%）	8（ 40%）	58（ 8%）	5（ 22%）	1（ 0%）	0（ 0%）	86（ 5%）
2.国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	21（ 45%）	10（ 50%）	62（ 8%）	4（ 17%）	7（ 1%）	0（ 0%）	104（ 6%）
3.総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	8（ 17%）	2（ 10%）	340（ 44%）	10（ 43%）	138（ 19%）	20（ 11%）	518（ 29%）
策定している（計）	43（ 91%）	20（ 100%）	460（ 60%）	19（ 83%）	146（ 20%）	20（ 11%）	708（ 40%）
4.策定していないが、今後策定の予定がある	1（ 2%）	0（ 0%）	19（ 2%）	2（ 9%）	19（ 3%）	3（ 2%）	44（ 2%）
5.策定しておらず、今後策定の予定もない	3（ 6%）	0（ 0%）	291（ 38%）	2（ 9%）	580（ 78%）	160（ 87%）	1036（ 58%）
策定していない（計）	4（ 9%）	0（ 0%）	310（ 40%）	4（ 17%）	599（ 80%）	163（ 89%）	1080（ 60%）
総 計	47（ 100%）	20（ 100%）	770（ 100%）	23（ 100%）	745（ 100%）	183（ 100%）	1788（ 100%）
自治体数	47	20	770	23	745	183	1788

（注）総務省自治行政局国際室調査（平成27年4月1日現在）による

在留外国人の状況変化 ①

在留外国人数及び総人口に占める割合の推移

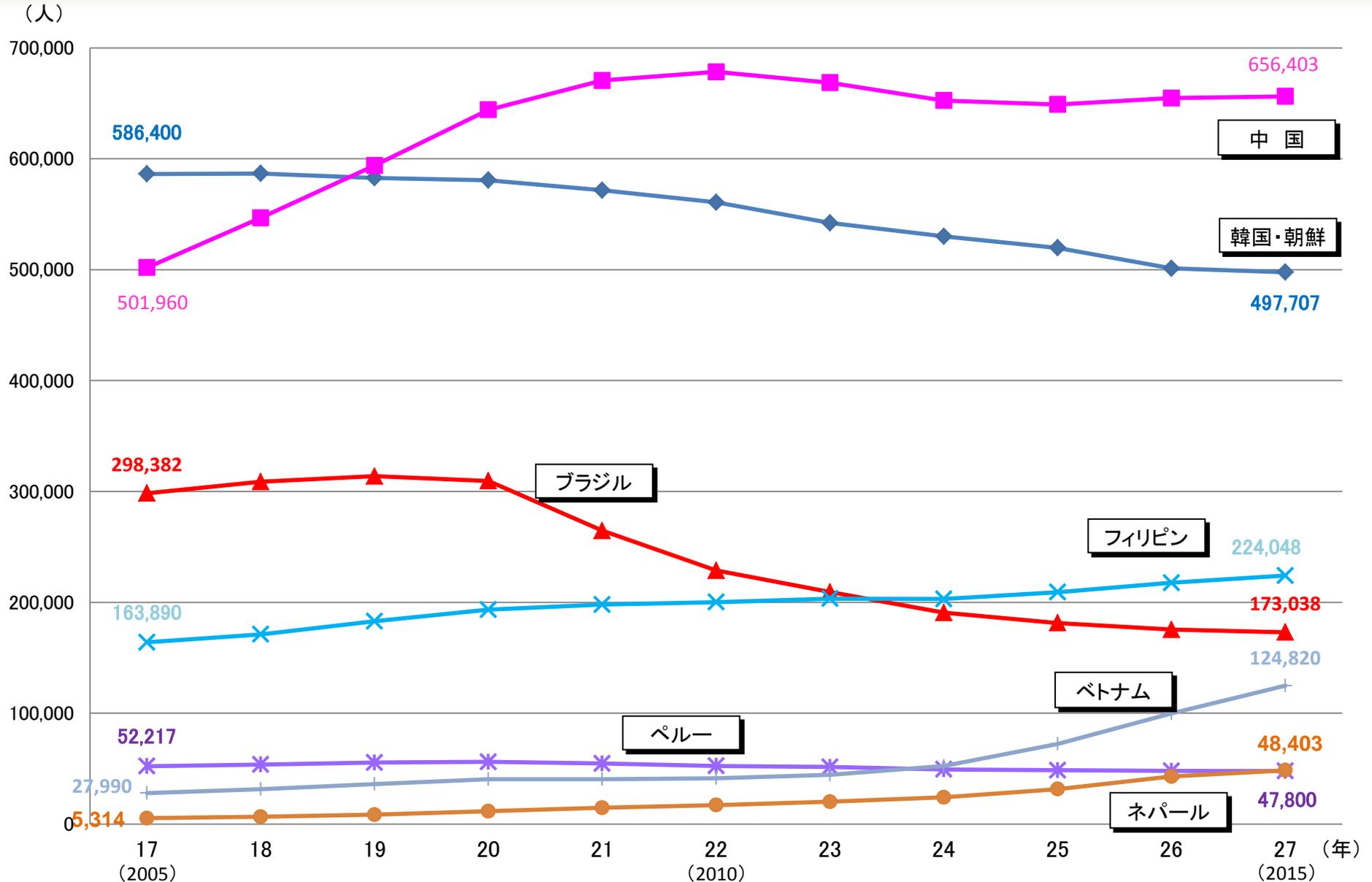


(注1) 在留外国人数は、法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。各年12月末現在の数値(ただし平成27年については、6月末現在の数値)

(注2) 我が国の総人口は、総務省統計局による。各年10月1日現在の数値。平成27年については確定値未発表につき概算値を使用

在留外国人の状況変化 ②

主な国籍別の在留外国人数の推移



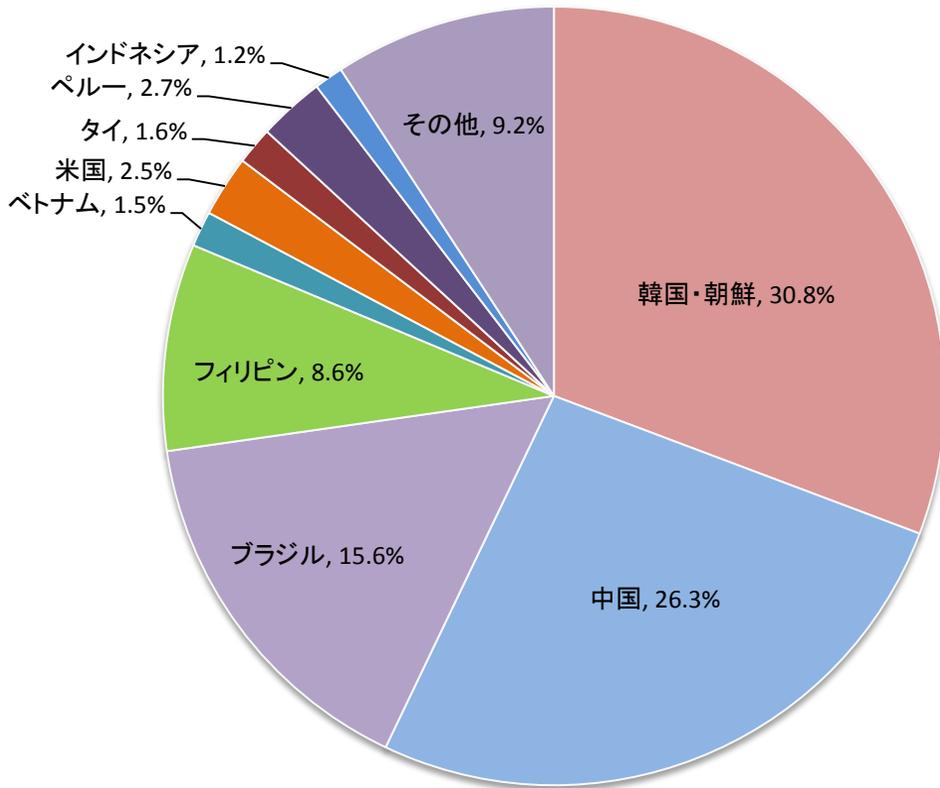
(注1) 法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。各年12月末現在の数値(ただし平成27年については、6月末現在の数値)

(注2) 平成23年までの「中国」は台湾を含んだ数

在留外国人の状況変化 ③

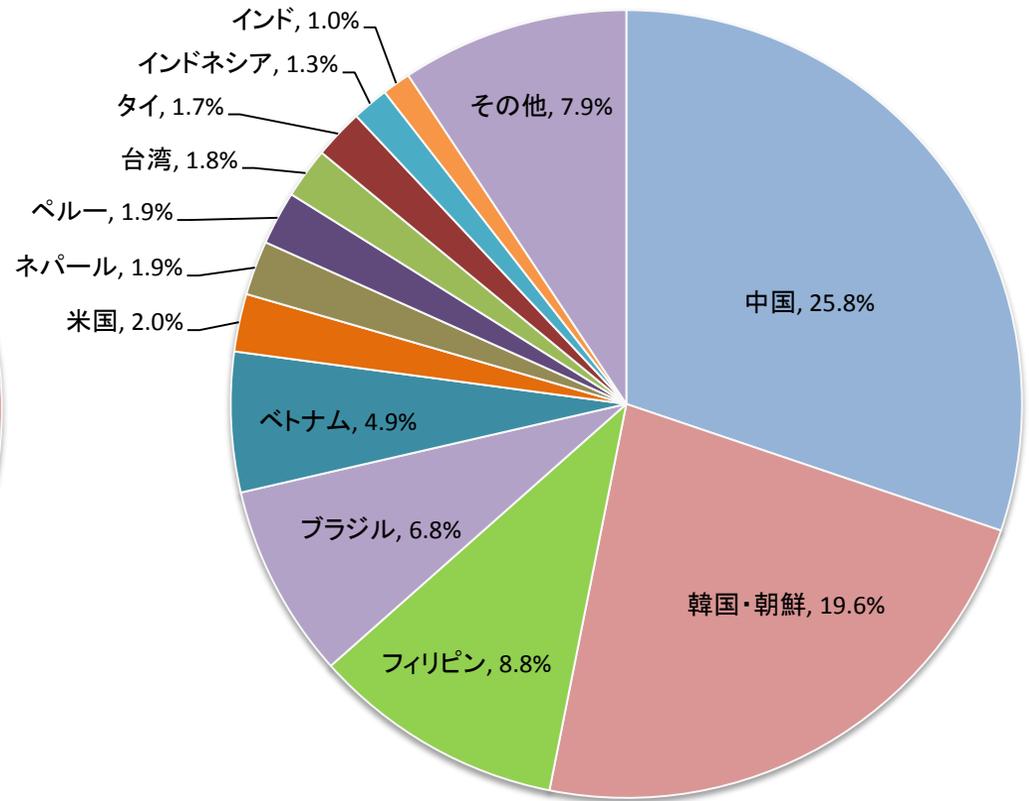
国籍別 在留外国人の割合

平成17年
(2005年)



総数：1,906,689人

平成27年
(2015年)



総数：2,172,892人

(注1) 法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。平成17年は12月末現在、平成27年は6月末現在の数値

(注2) 平成17年の「中国」は台湾を含んだ数字

(注3) 総数に占める割合が1%未満の国籍は「その他」にまとめた

在留外国人の状況変化 ④

地域別・主な国別の在留外国人数の伸び率

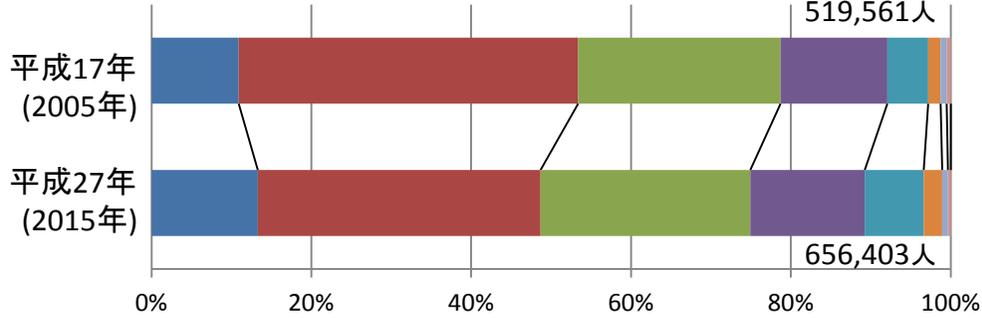
国・地域	平成17年 (2005年)	平成24年 (2012年)	平成27年 (2015年)	平成17年⇒平成27年 10年間の伸び率	平成24年⇒平成27年 3年間の伸び率
アジア	1,398,399	1,638,417	1,782,866	127%	109%
中国	501,960	652,595	656,403	131%	101%
インド	14,866	21,654	25,309	170%	117%
インドネシア	22,980	25,532	32,524	142%	127%
韓国・朝鮮	586,400	530,048	497,707	85%	94%
ネパール	5,314	24,071	48,403	911%	201%
フィリピン	163,890	202,985	224,048	137%	110%
タイ	29,599	40,133	44,175	149%	110%
ベトナム	27,990	52,367	124,820	446%	238%
オセアニア	15,363	12,536	12,823	83%	102%
オーストラリア	11,121	8,889	9,167	82%	103%
ニュージーランド	3,752	3,109	3,081	82%	99%
ヨーロッパ	54,931	56,894	64,661	118%	114%
フランス	7,060	8,455	10,219	145%	121%
英国	16,595	14,653	15,197	92%	104%
アフリカ	8,205	10,880	12,721	155%	117%
ナイジェリア	1,683	2,377	2,569	153%	108%
エジプト	1,319	1,309	1,676	127%	128%
北米	63,253	61,066	64,968	103%	106%
カナダ	11,804	9,006	9,304	79%	103%
米国	48,376	48,361	51,523	107%	107%
南米	365,521	253,243	234,266	64%	93%
ブラジル	298,382	190,609	173,038	58%	91%
ペルー	52,217	49,255	47,800	92%	97%

(注1) 法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。平成17年、平成24年は12月末現在、平成27年は6月末現在の数値 (注2) 平成17年の「中国」は台湾を含んだ数字

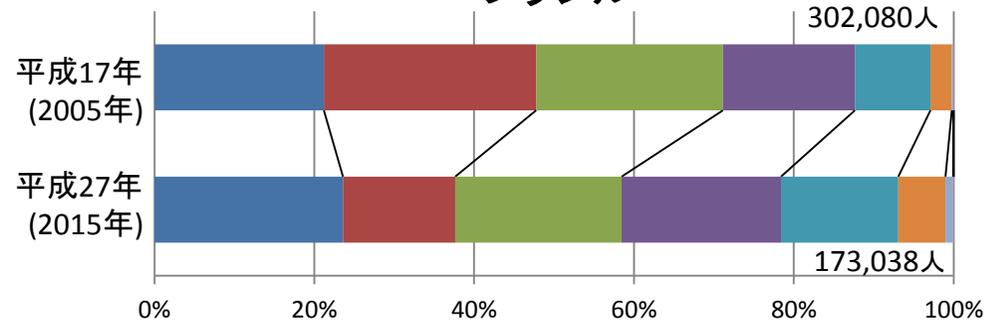
在留外国人の状況変化 ⑤

主な国籍別 在留外国人の年齢構成

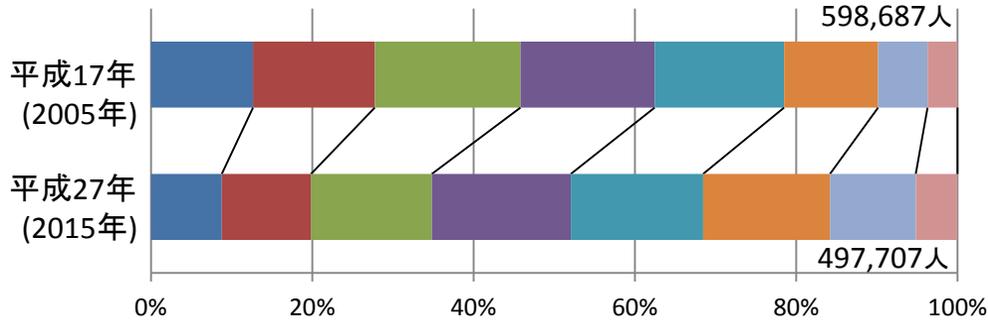
中国 (総計)



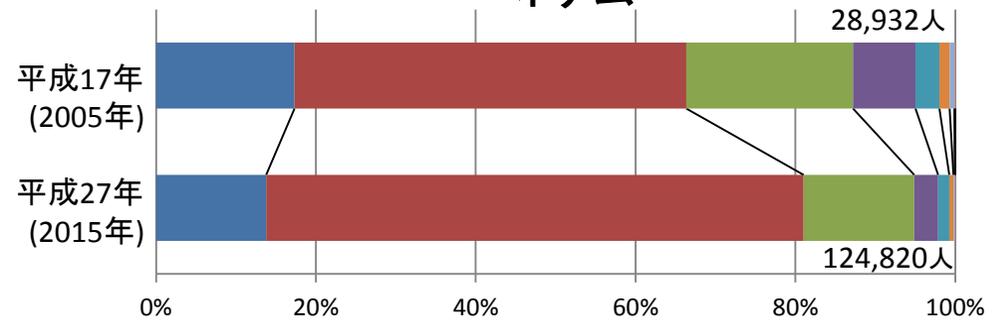
ブラジル (総計)



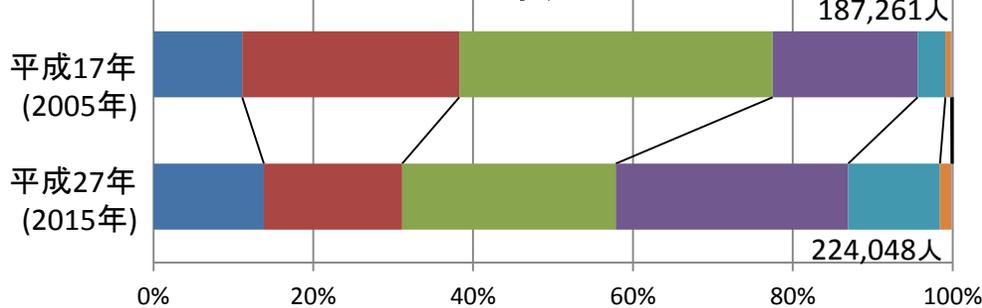
韓国・朝鮮 (総計)



ベトナム (総計)



フィリピン (総計)

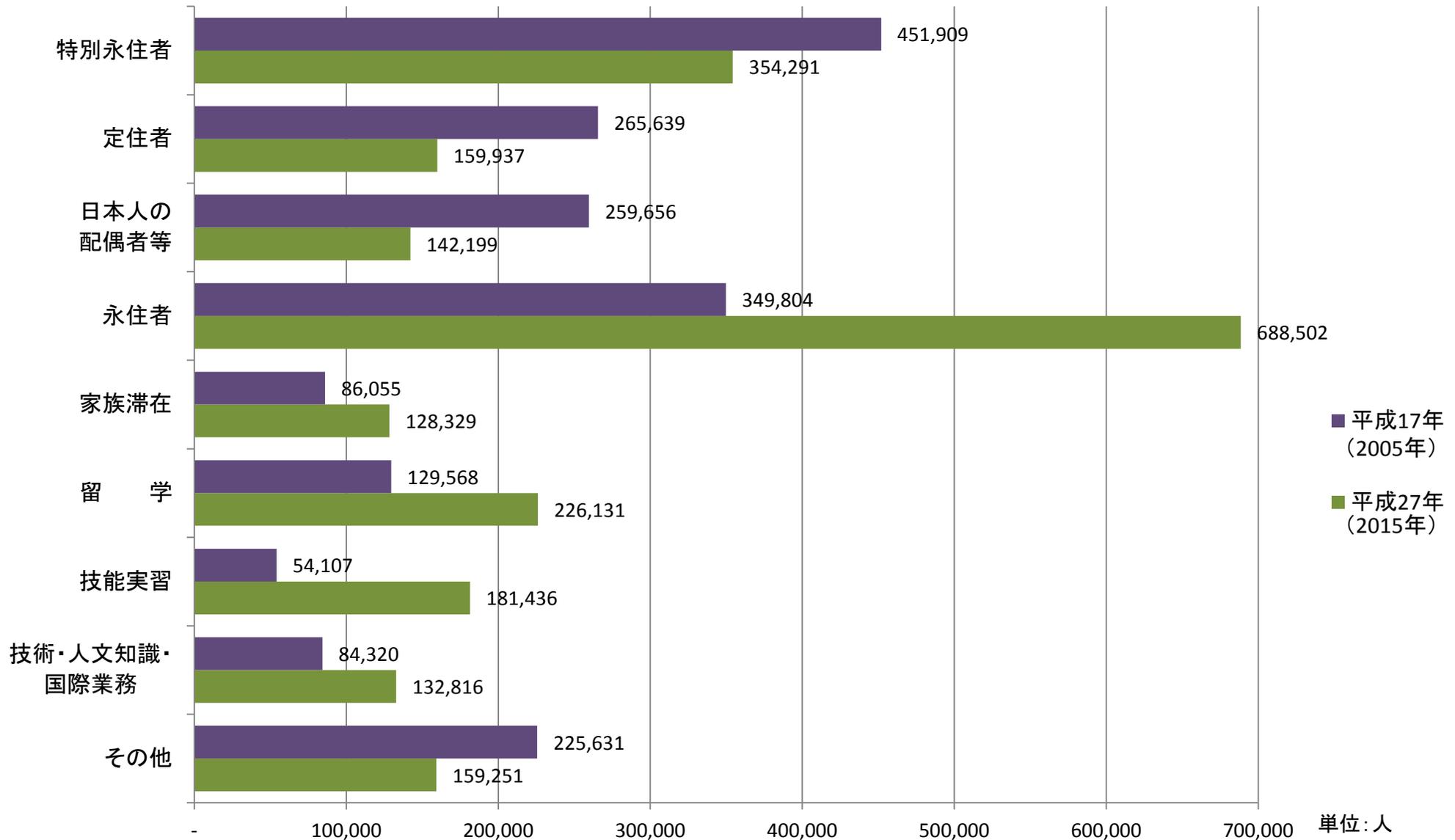


■ ~10代 ■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70代 ■ 80代~

(注1) 法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。平成17年は12月末現在、平成27年は6月末現在の数値
 (注2) 平成17年は、外国人登録者数のうち、中長期在留者に該当し得ない在留資格(短期滞在等)をもって在留する者も含んだ数字
 (注3) 平成17年の「中国」は台湾を含んだ数字

在留外国人の状況変化 ⑥

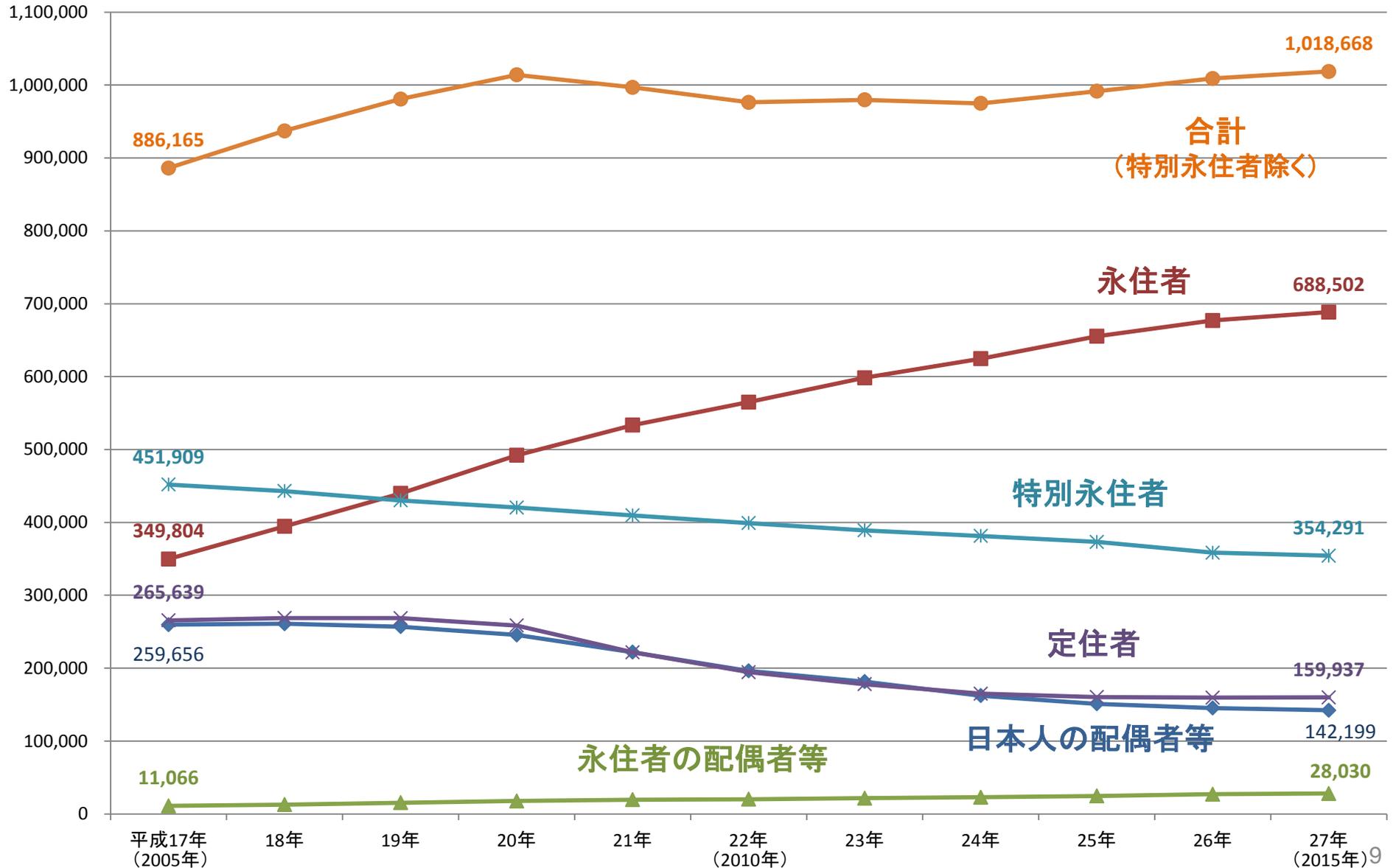
主な在留資格別 在留外国人数



(注1) 法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。平成17年は12月末現在、平成27年は6月末現在の数値

在住外国人の状況変化 ⑦

永住者、特別永住者、定住者等の人数推移



(注) 法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。各年12月末現在の数字(ただし2015年は6月末現在の数値)

政府の動き ①

外国人材の活用

『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－(抄) [平成27年(2015年)6月30日]

ii) 外国人材の活用

世界的な人材獲得競争が激化する中、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくためには、優秀な外国人材を我が国に積極的に呼び込むことが重要である。

このため、高度外国人材や留学生が積極的に我が国を選んで活躍してもらえるよう、引き続きその取組を強化するとともに、今後、特に需要増が見込まれるIT・観光等の専門的・技術的分野における外国人材や経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の活躍促進に向けた施策を講ずる。

「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－(抄) [平成26年(2014年)6月24日]

(3)外国人材の活用

多様な価値観や経験、技術を持った海外からの人材がもっと日本でその能力を発揮してもらいやすくすることが重要である。当面の対応策として、管理監督体制の強化を前提に技能実習制度を拡充することとしたほか、建設業及び造船業に従事する技能者の就労を円滑化するための緊急措置を整備することとした。また、今後、日本への留学生や海外の優秀な人材が日本で働き暮らしやすくするため、国家戦略特区の活用にとどまらず、中長期的視点に立って総合的な検討を進めていく。

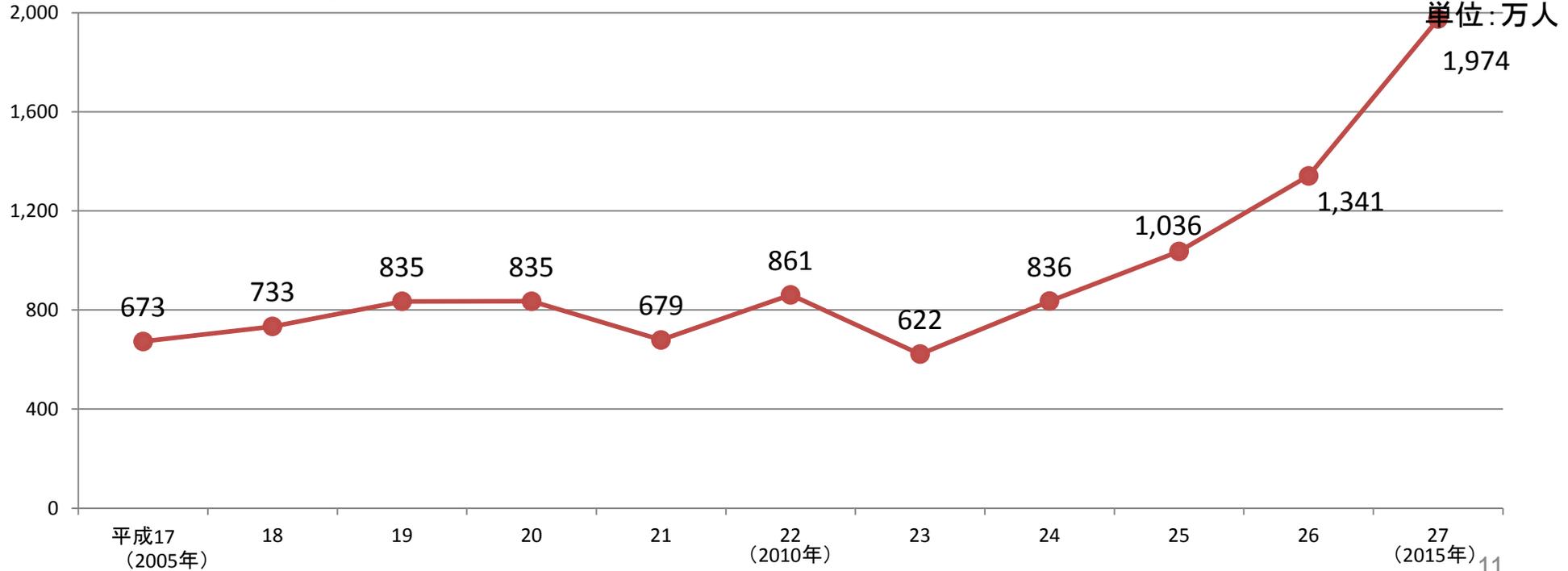
政府の動き ② 観光分野における外国人材の活用

『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－(抄) [平成27年(2015年)6月30日]

i) 少子化対策、労働の「質」の向上及び女性・高齢者等の一層の活躍

また、訪日外国人旅行者の増大に積極的に対応し、経済成長につなげていくためには、観光分野における外国人材の活用も重要である。外国人固有の習慣や考え方等を熟知し、一方で日本らしいおもてなし文化に根差した接客等も行える外国人材など、外国人材の活用ニーズを的確に把握し、その能力の最大限の発揮を後押ししていく。

(参考) 訪日外客数の推移



(注) JNTO(日本政府観光局)資料「国籍/月別 訪日外客数(2003年～2015年)」に基づき作成。

政府の動き ③

第5次出入国管理基本計画

法務省 第5次出入国管理基本計画(抄)〔平成27年(2015年)9月15日〕

III 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

4 在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

外国人が集住する地域では、まさに「内なる国際化」が進んでおり、日本人住民と外国人住民との共生を図るための取組が行われている。

ただし、外国人との共生社会の実現には、多くの課題に取り組む必要がある。これに取り組むに当たっては、国の施策のみならず、地方公共団体による行政サービスの提供が円滑に行われることが不可欠であり、地方公共団体が必要な情報は何か、地方公共団体が求める真の共生社会のイメージは何か、それらも踏まえ、国として実施すべき施策は何か等、今後、議論を重ねていくことが必要である。

外国人の受入れに当たっては、出入国管理行政と外国人との共生社会に向けた施策を車の両輪として推進していくことが求められ、それは政府全体で取り組むべき大きな課題である。

イ 外国人との共生社会の実現に向けた取組

外国人が集住する地域における取組及びそこで指摘される課題は、今後の外国人受入れの在り方を考える上でも極めて重要であり、受け入れる対象が「人」である以上、受入れに係る議論のみが先行することは望ましくなく、外国人本人及びその帯同者の日本語教育、外国人の子どもの教育や社会保障、外国人の就業支援、住宅など、受け入れた後の地域における「住民」としての視点からの検討も併せて行っていかなくてはならない。その際には、外国人が地域の住民として貢献できるよう生活環境を整備していくことや、外国人の権利等への配慮も必要である。

外国人との共生社会の実現には、地方公共団体を含め政府全体として総合的な施策の推進が必要であり、外国人の受入れによる問題の発生を受けて施策を講じるのではなく、そもそも外国人を受け入れる際に外国人と共生する施策を講じておくことが重要である。法務省としては、出入国管理行政と外国人との共生社会の実現に向けた施策を同時に進めていくよう、今後も積極的に共生社会の実現に向けた取組に参画していく。

多文化共生事例集 作成の考え方（案）

1. 趣旨

多文化共生推進プランから 10 年を迎えることから、地域における多文化共生施策の普及と更なる発展を図るため、10 年間の様々な状況の変化（外国人住民の動態、国・地方の施策の動き など）も踏まえつつ、多文化共生の優良な取組事例を選定し、多文化共生事例集を作成する。

※ 多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」を指す（多文化共生の推進に関する研究会報告書（平成 18 年 3 月）より）

2. 対象とする事例

広く個人・法人が行う多文化共生の取組事例を対象とする。

（注 1） 公的団体（地方自治体、地域国際化協会、NPO 法人等）と何らかの関わりがある事例を対象とする。

（注 2） 予算を組んで体系的に行うもの（いわゆる「事業」）に限らず、広く多文化共生に資する工夫・取組を対象とする

例：市職員の初任者研修で多文化共生に関する研修を実施
地域国際化協会などが、電気・ガス・電話等の公共的民間サービスにおける多言語対応体制を働きかけ

3. 事例選定の際に考慮する主な視点

① 将来（今後 10 年間）を見据えた取組かどうか

＜例＞・外国人住民の高齢化を見据えた介護分野での取組
・アジアをはじめとした出身国の多様化に対応した取組
・時代や状況の変化に応じた工夫を加えることで長期・継続的に実施している取組
・多文化共生を担う組織・人材の育成に関する取組

② 多様性を地域の未来に前向きに活かした取組かどうか

＜例＞・外国人観光客対応のため外国人住民と連携した取組
・外国人住民を主役とした地域活性化の取組

③ 多くの人・団体の参画を促す仕組みがある取組かどうか

＜例＞・地域の住民、団体、企業などを広く巻き込んだ取組
・地域の外国人コミュニティと連携した取組

④ 他の自治体がモデルとして参考にしやすい取組かどうか

＜例＞・多くの地域が抱える課題に対応した取組
・従来の方法に工夫を加えることで事業効果を高めることに成功した取組
・既存の事業に多文化共生の要素を加えた取組
・予算や人員をかけずに工夫を凝らして行っている取組

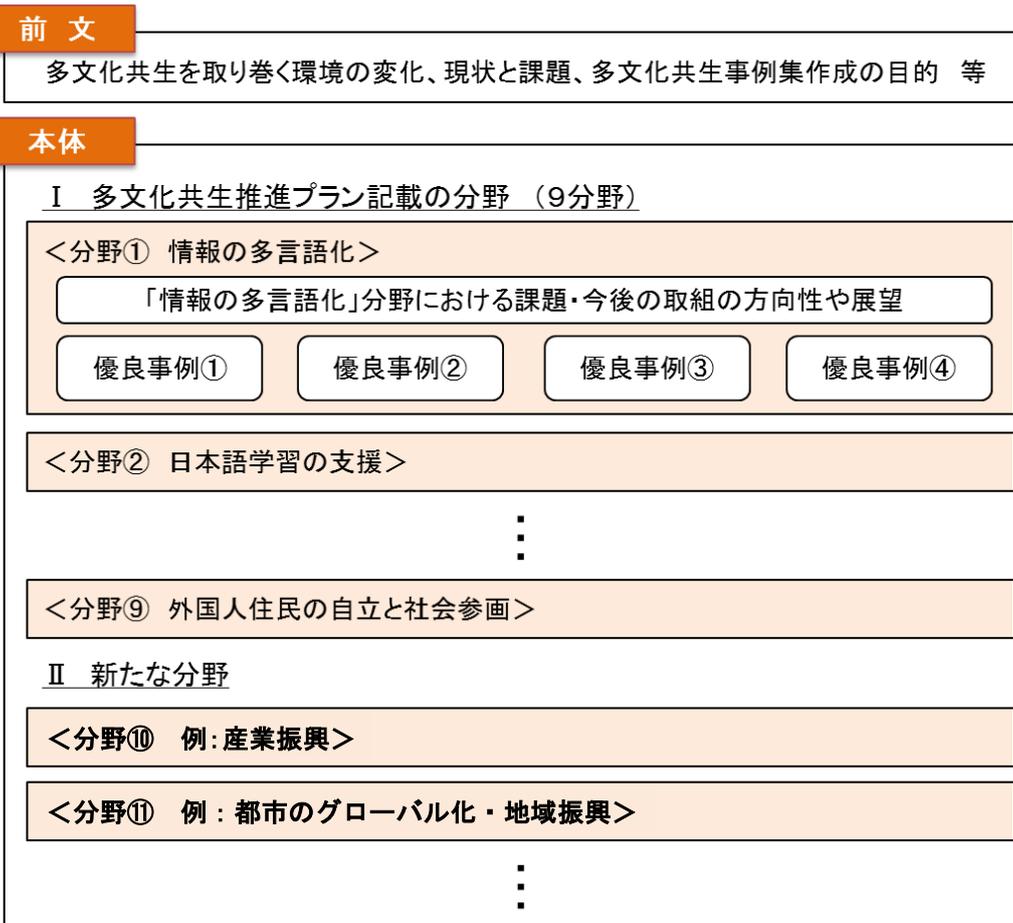
⑤ 地域の実情などに合わせた創意工夫を凝らした取組かどうか

＜例＞・外国人住民の散在地域ならではの工夫をした取組
・各地域のコミュニティの特性を活かした取組

4. 事例集の構成（たたき台）

- まず、前文として、多文化共生を取り巻く環境の変化、現状と課題、多文化共生事例集作成の目的等を記述
- 事例集本体は、分野ごとに整理
 - <分野の考え方（案）>
 - ・大きく「多文化共生推進プラン記載の分野」と「新たな分野」の2つのカテゴリに分ける。
 - ・「多文化共生推進プラン記載の分野」は、同プランの大項目（9分野）とする（別紙参照）
 - ・「新たな分野」は収集した事例に基づいて今後整理
- 分野ごとに、当該分野における課題・今後の取組の方向性と展望を記したのち、関連する優良事例を紹介

【構成イメージ】



多文化共生プラン 分野一覧

1 情報の多言語化

- ア. 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供
- イ. 外国人住民の生活相談のための窓口の設置、専門家の養成
- ウ. NPO等との連携による多言語情報の提供
- エ. 地域の外国人住民の相談員等としての活用

2 日本語学習の支援

- ア. 地域生活開始時におけるオリエンテーションの実施
- イ. 日本語および日本社会に関する学習機会の提供

3 居 住

- ア. 情報提供による居住支援、入居差別の解消
- イ. 住宅入居後のオリエンテーションの実施
- ウ. 自治会・町内会等を中心とする取組の推進
- エ. 外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置

4 教 育

- ア. 学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供
- イ. 日本語の学習支援
- ウ. 地域ぐるみの取組
- エ. 不就学の子どもへの対応
- オ. 進路指導および就職支援
- カ. 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進
- キ. 外国人学校の法的地位の明確化
- ク. 幼児教育制度の周知および多文化対応

5 労働環境

- ア. ハローワークとの連携による就業支援
- イ. 商工会議所等との連携による就業環境の改善
- ウ. 外国人住民の起業支援

6 医療・保健・福祉

- ア. 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供
- イ. 医療問診票の多様な言語による表記
- ウ. 広域的な医療通訳者派遣システムの構築
- エ. 健康診断や健康相談の実施
- オ. 母子保健および保育における対応
- カ. 高齢者・障害者への対応

7 防 災

- ア. 災害等への対応
- イ. 緊急時の外国人住民の所在把握
- ウ. 災害時の通訳ボランティアの育成・支援、連携・協働
- エ. 大規模災害時に備えた広域応援協定
- オ. 災害時の外国人への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携

8 地域社会に対する意識啓発

- ア. 地域住民等に対する多文化共生の啓発
- イ. 多文化共生の拠点づくり
- ウ. 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

9 外国人住民の自立と社会参画

- ア. キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援
- イ. 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入
- ウ. 外国人住民の地域社会への参画
- エ. 地域社会に貢献する外国人住民の表彰制度

多文化共生の取組事例を収集・紹介したもの
(これまでに作成された主なもの)

1. 内閣府

- 平成22年(2010年)10月

「日系定住外国人の集住する地方自治体における取組みについて」

日系定住外国人の集住地域を有する地方自治体における取組みについて、多文化共生推進協議会、外国人集住都市会議の協力を得て、内閣府において調査・収集を行ったものを、有識者によるヒアリングを経て、取りまとめたもの(41事例を掲載)

<http://www8.cao.go.jp/teiju/jireishu/>

2. 総務省

- 平成22年(2010年)3月

「多文化共生の推進に関する意見交換会報告書」

多文化共生施策に取り組む地域の先駆的な事例の整理・分析等をテーマに行われた意見交換会の報告書(意見交換会に参加した6自治体の事例を掲載)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/tabunka/index.html

- 平成23年(2011年)3月

「多文化共生の推進に関する意見交換会報告書」

先進的な取組みについて、背景事情、経緯、事業実施に当たっての工夫、今後の課題など、地方公共団体の担当者及び有識者間の質疑応答で得られた情報を提供したもの(意見交換会に参加した5自治体の7事例を掲載)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/tabunka_h22/index.html

※ 上記の他、平成18年、平成19年及び平成24年の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」においても、事例が紹介されている。

3. 自治体国際化協会

- 平成17年(2005年)3月

「多文化共生社会に向けた調査報告書」

外国人住民の割合の高い地域などで先行的に講じられている施策のうち、クレア及び研究会委員の情報網の中で、各分野において特徴的であると思われる取組を紹介したもの(50事例掲載)

<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/report.html>

- 平成22年(2010年)～平成27年(2015年)

「多文化共生事例集(CLAIR助成事業)」

自治体国際化協会の助成事業により得られた成果を広く紹介し、他の団体の参考としていただくため、助成事業の中から重要性・必要性等の観点から事例を選定し、紹介したもの(毎年約10事例を掲載)

<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/shiryou/jigyo-jirei.html>

事例候補の収集方法について

- 事例候補の収集は、以下の2つのチャンネルを通じて行う。
 - I WGの各構成員が、それぞれの知見・ネットワークを活用して収集
 - II 総務省及び自治体国際協会から地方自治体・地域国際化協会に広く事例候補を募集

- 上記Iについては、WGの各構成員が事例候補を収集し、構成員から直接、あるいは総務省・自治体国際協会を通じて、当該事例の担当者へ取組の概要の記載を依頼（記載フォーマットはIIと共通のものを使用）

- 上記IIについては、次のとおり事例候補を募集（自薦・他薦）。

募集方法

- ① 総務省から、地方自治体に対して募集（集住都市会議・多文化共生推進協議会にも依頼）
- ② 自治体国際協会から、地域国際化協会及びクレア多文化共生アドバイザーに対して募集

募集・〆切の時期

- 4月頭に募集開始（依頼文を発出） ⇒ 5月初旬〆切（他薦）
6月初旬〆切（自薦）

記入項目

- 取組の名称、取組の分野、取組の背景、取組の内容と工夫した点、取組の成果 など
- ※ 募集に用いる様式（質問票）は別紙のとおり
 - ※ 場合によっては詳細について追加で照会する可能性がある旨を付記
 - ※ 他薦の場合は、分かる範囲で記入することとし、その後、総務省・自治体国際協会から詳細を照会

6. 取組の内容について記載して下さい。

(1) 取組を実施するに至った背景・理由（地域で生じていた課題）など

(2) 取組の具体的な内容、特徴や工夫した点

※ 他の団体や企業などと連携して取組を行っている場合は、当該連携団体・企業の名称、連携の内容・役割分担について記載して下さい。

(3) 取組を行った成果・変化

※ 取組の対象者や参加者からの評価や、客観的な指標・数値がありましたら積極的に記載して下さい。

※ 取組の今後の方向性等がありましたら、併せて記載して下さい。

※記載欄は適宜拡大して記入して下さい。

【様式2：他薦の場合】

記入者氏名	
団体名・役職	
メールアドレス	
電話番号	

※ 以下の質問には、分かる範囲でお答えいただければ結構です。他薦の場合は、ご応募いただいた後、取組を行っている個人・団体に対し総務省から直接連絡し、取組の詳細について伺う予定です。

1. 取組を行っている個人・団体の名称、及び取組の名称について教えてください。

個人・団体の名称	
取組の名称	

2. 取組の具体的な内容、及び当該取組がどのような点で参考になり、又は特徴的と思われるかについて記載してください。

3. 当該取組をどのようにして知りましたか。

※ 新聞・雑誌・インターネット等の公開情報を通じて知った場合は、当該公開情報について教えてください。関連資料（新聞・雑誌の記事等）があれば、本調査票に合わせてお送り下さい。

4. 取組に関するHPやその他ウェブサイトがあれば、URLを記載して下さい。（複数可）
